

社会福祉法人 大和福壽会

定 款

H30.2.20 改正大和福壽会 定款 (H30.3.7 施行)



社会福祉法人大和福壽会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次に掲げる社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

- (イ) 生活困窮者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業（介護老人保健施設やまと塩竈）
- (ロ) 老人短期入所施設しおりの設置経営
- (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームやすらぎの里）
- (二) 老人デイサービスセンター（しおりデイサービスセンター）の設置経営
- (ホ) 老人デイサービスセンター（やまと塩竈機能訓練特化型デイサービスみっちゃん）の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 大和福壽会(やまとふくじゅかい)という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ 適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉・医療サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉・医療の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして地域の独居高齢者で経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県塩竈市字伊保石20番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

H30.2.20 改正大和福壽会 定款 (H30.3.7 施行)



(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名及び外部委員1名をもって構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該選任候補者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を勤務実態に即して支給することができるものとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 評議員には、費用を弁償することができるものとする。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員の旅費等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更



- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数を超える出席数に1名を加えた者が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議長の選任及び議決権)

第14条 評議員会における議長の選任については、評議員の互選により選任する。

2 評議員会における議長の議決権は、可否同数のときにのみ行使するものとする。



従つて、評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8以上12名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16第2項第1号の理事長とし、専務理事及び常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

H30.2.20 改正大和福壽会 定款 (H30.3.7 施行)



第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次に掲げるいずれかに該当するときに限り、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができるものとする。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第24条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第25条 運営協議会の委員は、3名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第26条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から、会長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他会長が適当と認める者



(運営協議会の委員の定数の変更)

第27条 法人が第25条に定める定数を変更するときは、運営協議会の意見を聴かなければならぬ。

(意見の聴取)

第28条 会長は、必要に応じて、運営協議会から地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第29条 運営協議会については、この定款に定めがあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該案件について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれを行う。

2 会長に事故があるときは、専務理事がこれを行い、専務理事にも事故があるときは、常務理



事がこれを行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事が前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 会長に事故があるときは、専務理事が議事録に署名又は記名押印するものとし、専務理事にも事故があるときには、常務理事が署名又は記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 300万円
- (2) 土地所在 宮城県塩竈市字伊保石

地番 20番1

地目 宅地

地積 4746.43m²

地番 20番5

地目 宅地

地積 132.73m²

地番 21番1

地目 宅地

地積 2758.95m²

地番 30番1

地目 宅地

地積 2753.81m²

地番 30番2

地目 宅地

地積 2862.06m²



(3) 建物所在 宮城県塩竈市字伊保石 20 番地 1
家屋番号 20 番 1
種類 老人保健施設 (やまと塩竈)
構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建
床面積 1階 2106.90m²
2階 2149.35m²
3階 300.01m²

建物所在 宮城県塩竈市字伊保石 21 番地 1
家屋番号 21 番 1
種類 診療所 (やまとクリニック)
老人福祉施設 (機能訓練特化型デイサービスみっちゃん)
構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
床面積 1階 246.16m² (クリニック)
2階 689.61m² (機能訓練特化型デイサービス)

建物所在 宮城県塩竈市字伊保石 30 番地 1、20 番地 5
家屋番号 30 番 1 の 1
種類 老人福祉施設 (やすらぎの里 1 番地 1)
構造 鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平屋建
床面積 255.22m²
(付属建物) 機械室
構造 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床面積 20.95m²

建物所在 宮城県塩竈市字伊保石 30 番地 1
家屋番号 30 番 1 の 2
種類 老人福祉施設 (やすらぎの里 1 番地 2)
構造 鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平屋建
床面積 240.80m²

建物所在 宮城県塩竈市字伊保石 30 番地 1
家屋番号 30 番 1 の 3
種類 老人福祉施設 (やすらぎの里 1 番地 3)
構造 鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平屋建
床面積 259.74m²



建物所在 宮城県塩竈市字伊保石30番地1
家屋番号 30番1の4
種類 老人福祉施設 (やすらぎの里ドームハウス)
構造 発泡ポリスチレン造 平屋建
床面積 36.29m²

建物所在 宮城県塩竈市字伊保石30番地2
家屋番号 30番2
種類 老人福祉施設 (しおり)
構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建
床面積 1階 962.28m²
2階 782.15m²
3階 782.15m²

- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業及び第45条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げる基本財産とするため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得た上で、塩竈市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は、塩竈市長の承認を要しない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び收支予算)

H30.2.20 改正大和福壽会 定款 (H30.3.7 施行)



第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を得た書類のうち、前項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、定時評議員会提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計は、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。



第八章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
- (イ) 小規模通所授産所しおのか工房の設置経営
 - (ロ) 診療所「やまとクリニック」の設置経営
 - (ハ) 宅老所「淑忠」の設置運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第九章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次に掲げる事業を行う。
- (1) 不動産賃貸業
 - (2) 駐車場業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

- 第46条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第十章 解散

(解散)

- 第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出さ

H30.2.20 改正大和福壽会 定款 (H30.3.7 施行)



れたものに帰属する。

第十一章 定款の変更

(定款の変更)

- 第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、塩竈市長の認可（社会福祉法第45条の36に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならぬ。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を塩竈市長に届け出なければならない。

第十二章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、社会福祉法人大和福壽会の掲示板に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

- 第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 高橋 政俊
理 事 高橋 正倫
〃 高橋 福壽
〃 今野 七郎
〃 関内 俊一
〃 菊地 進
〃 阿部みゑ子
〃 鈴木 友隆
〃 菅原 康雄
〃 鈴木 文夫
〃 鈴木 静夫



〃 佐藤 光幸

〃 三浦 仁

〃 鎌田 正敏

〃 岡田 勝壽

監 事 内海 敬夫

〃 小田嶋鶴治

2 この定款は、平成12年9月27日から施行する。

3 平成13年8月9日改正 宮城県知事認可平成13年8月10日登記

4 平成14年10月15日現在の理事、監事及び評議員の任期は、第6条第1項及び第 16 条第1項の規定にかかわらず平成15年5月31日までとする。

5 平成14年11月11日改正 宮城県知事認可平成14年11月12日登記

6 平成15年11月19日改正 宮城県知事認可平成15年11月26日登記

7 この定款は、平成15年11月19日から施行する。

8 平成16年3月1日改正 宮城県知事認可平成16年3月1日登記

9 この定款は、平成16年3月1日から施行する。

10 平成16年5月23日改正 平成16年5月26日登記

11 この定款は、平成16年5月23日から施行する。

12 平成18年1月29日改正 宮城県知事許可平成18年2月15日登記

13 この定款は、平成18年1月29日から施行する。

14 平成19年 6月13日改正 宮城県知事許可平成19年 6月13日登記

15 この定款は、平成19年6月13日から施行する。

16 平成20年3月23日改正 宮城県知事認可平成20年5月7日

17 この定款は、平成20年3月23日から施行する。

18 平成23年12月4日改正 宮城県知事認可平成24年2月20日

19 この定款は、平成24年2月20日から施行する。

20 平成25年3月17日改正 塩竈市長認可平成25年4月18日

21 この定款は、平成25年4月18日から施行する。

22 平成26年3月16日改正 塩竈市長認可平成26年3月31日

23 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

24 平成26年10月14日改正 塩竈市長認可平成26年11月7日

25 この定款は、平成26年11月7日から施行する。

26 平成27年5月24日改正 塩竈市長認可平成27年6月4日

27 この定款は、平成27年6月4日から施行する。

28 平成28年1月4日改正 塩竈市長認可平成28年2月1日

29 この定款は、平成28年2月1日から施行する。



- 3 0 平成28年4月1日改正 塩竈市長認可平成28年5月31日
3 1 この定款は、平成28年5月31日から施行する。
- 3 2 平成28年8月1日改正 塩竈市長認可平成28年9月14日
3 3 この定款は、平成28年9月14日から施行する。
- 3 4 平成29年2月19日改正 塩竈市長認可平成29年2月23日
3 5 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 6 平成30年2月20日改正 塩竈市長認可平成30年3月7日
3 7 この定款は、平成30年3月7日から施行する。